

「令和4年度国際研究拠点形成総合支援事業」

審査基準

1. 選定方法

提出された支援計画について、下記に示す基準・方法により審査を行い、採択案件を決定する。
ただし、必要に応じて審査期間中に支援計画の詳細に関する追加資料の提出等を求め、審査に
加味することがある。

2. 評価方法

- ・提案者から提出された支援計画をもとにヒアリングを行い、提案全体をもとに次の5段階評価とする。(5：非常に優れている 4：優れている 3：やや優れている 2：普通 1：劣っている)
- ・各項目特筆すべき事項があれば、コメント欄に意見を付すこととし、特に評価点で2点、1点がついた項目に関しては、必ず意見及び理由を付記する。
- ・各委員の評点及びコメントを参考に審議し、採択案を決定するとともに、不採択となった課題については、不採択理由を審議する。

3. 審査項目（(1)～(4)は必須評価項目）

(1) WPI プログラムによる研究拠点形成に係る審査・評価・進捗管理（計10点）		
	①WPI 拠点の審査・評価・進捗管理を行うに十分な計画が提案されているか	5点
	②提案された計画を実施するに十分な経験・実績を組織として有しているか	5点
(2) WPI プログラムの成果の最大化に向けた活動の支援（計30点）		
	A～Cの項目が一体的に実施されるような創意工夫が行われているか	5点
A) 国内外での WPI プログラム全体のブランディング等		
	① 国内外の社会全体におけるプレゼンスの向上に係る提案がなされているか（産業界や初等・中等教育段階も含めた社会との協働やファンディングに係る提案を含むこと）	5点
	②国際頭脳循環の加速・拡大を果たすための戦略的提案がなされているか	5点
B) 情報収集・分析		
	① 単に情報の収集に留まることがないように WPI 研究拠点の運営、WPI 研究拠点の評価の実施等にフィードバックする効果的な計画が提案されているか	5点
C) 卓越した国際研究拠点の形成等に係る成果の共有・展開		
	① WPI 内の拠点間における効果的なノウハウの共有・展開方法が提案	5点

	されているか	
	②WPI 外の研究機関への効果的なノウハウの共有・展開方法が提案されているか	5 点
(3) 運営体制 (計 20 点)		
	① 事業全体を総括する事務部門の専任の管理職の設置等、事業実施に必要な人員・組織体制が整えられているか	5 点
	②国際標準の事務体制が構築されているか又は構築される見込があるか	5 点
	③第一線の研究者との密なネットワークの構築・確保が可能な能力があるか	5 点
	④個人情報等の機微情報の取扱いや関係法令の遵守に適切な配慮がなされているか	5 点
(4) 経理 (計 10 点)		
	①経費の使途は適切か	5 点
	②事業の趣旨に沿った経費の配分となっているか、また提案された計画に対して経費の配分は妥当か	5 点
(5) その他 (計 5 点)		
	①公募要領に記載された内容に留まらず、提案内容に独自性や工夫がみられるか	5 点